

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律
第59条第2項の規定による監事の意見書

2025事業年度の財務諸表及び決算報告書について、監査の結果、適正であることを認めます。

2026年 6月 3日

使用済燃料再処理・廃炉推進機構

監事 山上 圭子 印